



令和8年4月1日

学生まちなか居住促進事業補助金交付要綱第8条関係

まちなかプロモーション活動の手引き



まちなかプロモーション活動とは

「学生まちなか居住促進事業補助金」の交付を受けた学生に、まちなかにぎわい創出エリア内でのイベントや同エリア内に店舗を構える個人店等に出向いた体験を発信していただくことで、SNSを通して、学生の身近な言葉でまちなかの魅力を伝えてもらいます。

そして、学生自身にもまちなかの魅力を発見し、地域に愛着を持っていただきたいという想いからこの活動を実施します。

まちなかプロモーション活動の手引き 目次



- 1 まちプロ活動～実績報告
(補助金請求) 手順・・・・・・・・・・P2～
- 2 実績報告書兼請求書記入例
・・・・・・・・・・P4～
- 3 注意点・・・・・・・・・・P6～
- 4 Q&A・・・・・・・・・・P7～

1 まちプロ活動～実績報告（補助金請求）手順

※エリアの目安はこちらのQRから



- ①まちなかにぎわい創出エリア内やその近辺で行われているイベントや個人店に出向いたり、まちなかの景観や人に触れる。（イベントやお店の情報等はその都度グループLINEでお知らせします。）
- ②スタッフやまちの人と話をしたことや、そこで体験したことを写真と共にイベント名や店名のハッシュタグをつけて自分が普段使っているSNSにアップロードします。
- ③まちプロ活動をしていない月分の補助金は減額となります。
※詳しくはP8のQ6をご覧ください。


★次の共通ハッシュタグ3つを付けてください★

三条市 # 学生まちなか # 選びたくなるまち三条

X (旧Twitter)

<投稿の例>

Instagram



まちなかさん
@Sanjo_machinaka


三条マルシェに行ってきた！
クレープ美味しかったし、噂の鍛冶レンジャーにも遭遇できて大満足！
#三条市 #学生まちなか #選びたくなるまち三条
#三条マルシェ 鍛冶レンジャー #クレープ

イベントを背景にしたクレープの写真

鍛冶レンジャーの写真

202x年x月x日 xx:xx

3 リツイート 1 引用リツイート 10 いいね



machinaka_san

イベントを背景にしたクレープの写真

いいね! : sanjodaisuki, 他

machinaka_san
三条マルシェ、人でにぎわっていました。
クレープ美味しかったです！
#三条市 #学生まちなか #選びたくなるまち三条
#三条マルシェ #クレープ #スイーツ

※食べ物単体での投稿は不可です。

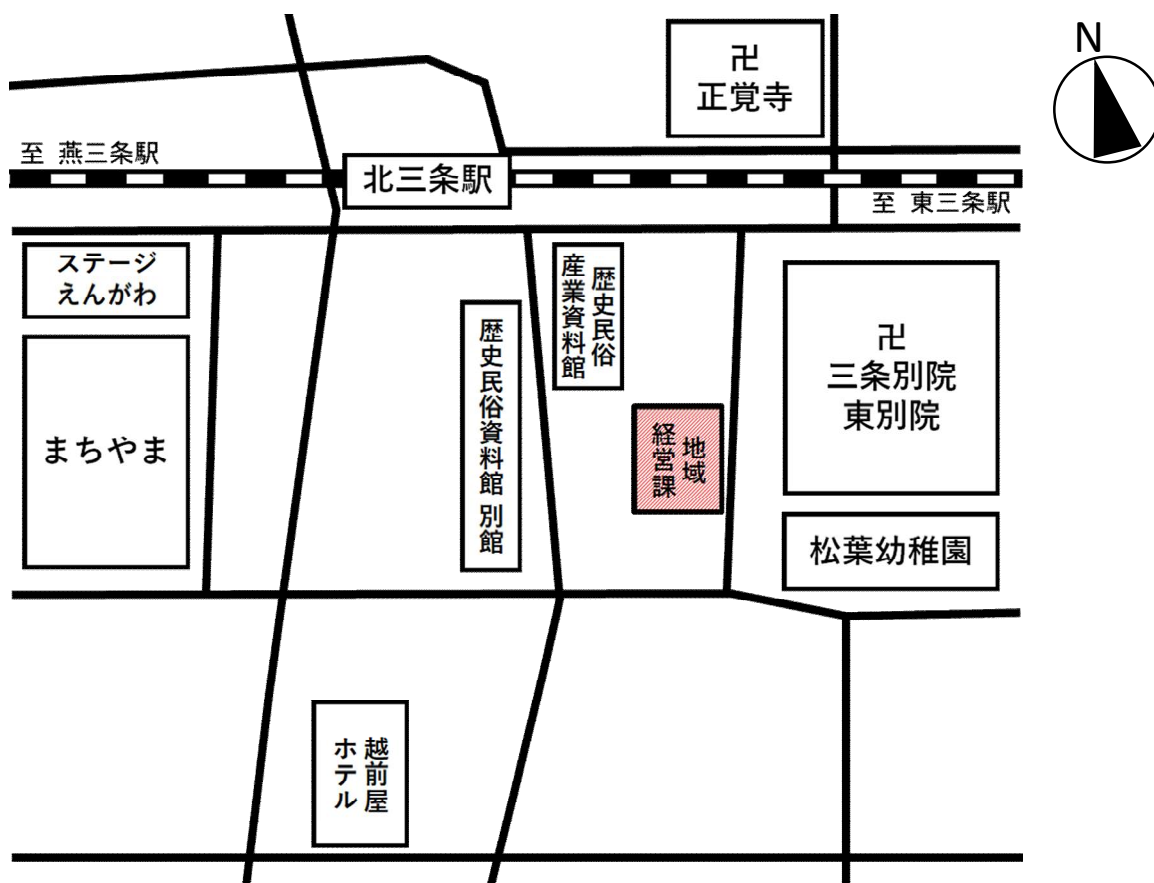
- ③ 4月～9月分の報告を9月中旬（前期）
 10月～3月分の報告を3月中旬（後期） 年に2回
学生まちなか居住促進事業補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）
 に記入し、三条市役所地域経営課宛で期限までに報告します。

P.4～P.5の記入例を参考にしながら記入してください。

<書類の提出方法>

①持参する

三条市役所地域経営課（三条市本町3-1-4）
 中心市街地活性化推進係に書類一式を提出してください。
 ※場所は以下の地図を参考



②郵送する

三条市役所地域経営課中心市街地活性化推進係
 （〒955-0071 三条市本町3-1-4）へ、書類一式を封筒に
 入れて郵送してください。
 ※書類の不備不足があった場合は、再度郵送していただくことがあります。

2 実績報告書兼請求書の記入例

表

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）三条市長

住所は部屋番号まで

住所
氏名

交付決定通知書を
基に記入

三条市学生まちなか居住促進事業補助金実績報告書兼請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました、三条市学生まちなか居住促進事業補助金について、次のとおり（前期・後期）の期間における実績を報告します。

また、当該期間に係る補助金の交付を請求します。

○をつける

記

1 まちなかプロモーション活動の実績 裏面のとおり

2 請求金額 円

23,000円×月数（1～6か月）
前期：4～9月
後期：10～3月

3 補助金の振込先（該当する区分に☑）

前回と同じ振込先

新規振込先

金融機関名				支店名	本店・（ ）支店		
金融機関コード				支店コード			
預金種別	普通・当座	口座番号					
ゆうちょ銀行	記号		番号				
	1		0				
フリガナ							
口座名義							

添付資料

- (1) 補助対象経費に係る支払が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

※振込先が申請者本人でない場合は委任状が必要です。

まちなかプロモーション活動の実績

1 広報媒体のアカウント

- 前回と同じアカウント
 新規アカウント

発信に使ったアカウントを記入

広報媒体	アカウント
Instagram	
X	
Facebook	
その他()	

2 活動内容（補助対象期間において毎月1回以上の活動が必要です。）

年月日	活動内容	広報媒体
年 月 日		<input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> X <input type="checkbox"/> Facebook <input type="checkbox"/> その他()
年 月 日		<input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> X <input type="checkbox"/> Facebook <input type="checkbox"/> その他()
年 月 日	【記入例】 ・三条マルシェのイベントに参加し、食べ歩きをした。 ・まちやまで勉強した。 ・商店街でお買い物をした。	<input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> X <input type="checkbox"/> Facebook <input type="checkbox"/> その他()
年 月 日		<input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> X <input type="checkbox"/> Facebook <input type="checkbox"/> その他()
年 月 日		<input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> X <input type="checkbox"/> Facebook <input type="checkbox"/> その他()
年 月 日		<input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> X <input type="checkbox"/> Facebook <input type="checkbox"/> その他()
年 月 日		<input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> X <input type="checkbox"/> Facebook <input type="checkbox"/> その他()
年 月 日		<input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> X <input type="checkbox"/> Facebook <input type="checkbox"/> その他()

発信した日付

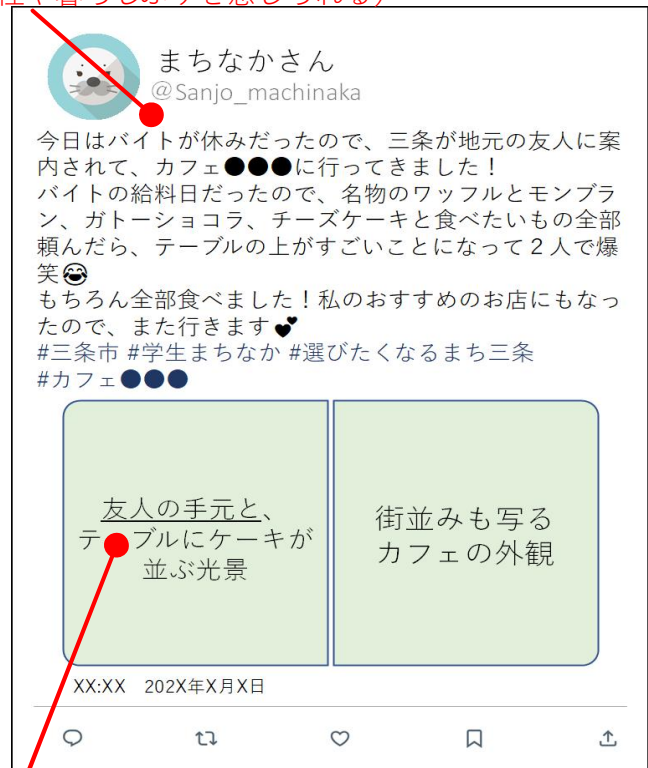
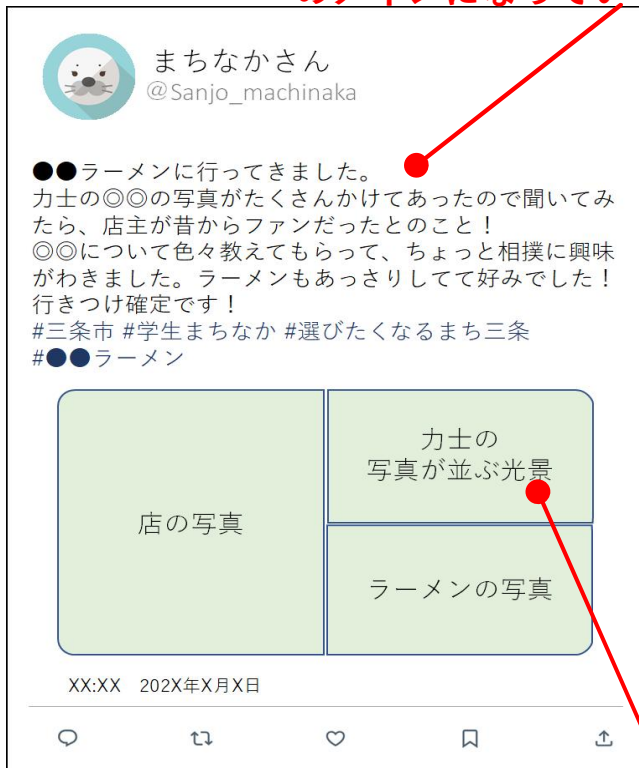
発信したSNS
を選択

3 注意点

- ①共通の「#三条市」「#学生まちなか」「#選びたくなるまち三条」やイベント、店名等のハッシュタグをつけて投稿された内容は、予告なく三条市の公式SNSアカウント等で拡散、使用することがあります。
- ②訪れていないイベントや店等についての投稿は虚偽とみなし、無効とします。
- ③投稿に使用するSNSアカウントは非公開設定にしないでください。非公開設定のアカウントで投稿された場合、無効となります。
- ④まちなかプロモーション活動を行っていない月分の補助金は減額となります。
- ⑤投稿は後半の実績報告が終わるまでは削除しないでください。補助金の取消しを行う場合があります。
- ⑥アカウント名及びユーザーIDの変更があった場合はお知らせください。
- ⑥食べ物単体での投稿は禁止とします。食べ物を載せる場合は、あくまでも食べ物を主役にせず、体験のひとつとして載せ、投稿者の個性やまちなかでの暮らしびりを感じられる工夫を加えてください。

(店で食べた物の写真を使って投稿をする際の例)

会話やできごと(体験)の記述があり、それが文章のメインになっている (個性や暮らしびりを感じられる)



体験にまつわる写真があり、オリジナリティがある
(友人の手元が写ることで、より“まちに溶け込み、暮らしているようす”がわかる)

Q1

題材にするイベントはどんなものが良いのでしょうか？



基本的にはまちなかにぎわい創出エリア近辺で行われるイベントであれば、どのようなものでも大丈夫です。大きなイベントでなくても、「店前にキッチンカーが来ていて、つい買ってしまった」、「いつも行くカフェで個展が開かれていた」というようなものもイベントとみなします。

(ただし、公序良俗に反するものを除きます。)

Q2

題材にできる店とはどのような所でしょうか？



まちなかにぎわい創出エリア内の個人店等をいいます。

(市外にも店舗を構えるチェーン店を除きます。)

Q3

店に行ったことを書きたいです。題材にできる店は、飲食店のみですか？



いいえ、飲食店に限らず、すべての業種の個人店が対象になります。

Q4

他にも題材にできる内容はありますか？



綺麗に撮ったまちなかの風景や、まちの人とコミュニケーションをとったことも題材にできます。ただし、体験などの暮らしびり分かるもの（文や写真）が必須です。

Q5

まちなかにぎわい創出エリアとはどのエリアを指しますか？



ここでいう「まちなかにぎわい創出エリア」とは、補助金の補助対象範囲と同一のものを指します。

Q6

まちなかプロモーション活動がどうしてもできない月がありました。減額になってしまうのでしょうか？



まちなかプロモーション活動を行うことが交付の条件となっているため、活動を行わなかった月については交付することができません。したがって、減額処理を行うことになってしまいます。しかし、場合によっては減額せずに済むこともあるので、まずは相談をしてください。

Q7

まちなかプロモーション活動が免除になることはありますか？



グループライン等で市が紹介するイベントへ参加される場合はまちなかプロモーション活動が免除となります。

Q8

不適切な投稿とは具体的にどのような内容でしょうか？



イベントや店等への誹謗中傷や、公共の福祉に反する言葉や画像等を使用した投稿をいいます。

また、その投稿を目にした人が行きたくなくなるようなマイナスイメージを与える投稿も『プロモーション活動』としては相応しくありませんので、不適切とします。

Q9

開催予定のイベント情報はどこで見ることができますか？



三条市主催のイベントについては、三条市のホームページ上部の「イベントを探す」からイベントカレンダーで確認することができます。そのほか、LINEグループなどでお知らせするほか、相談してもらえば、市の担当が把握している範囲でイベントをお伝えします。